

令和6年度 学校経営方針

1. 学校、地域、児童の実態

昭和44年（1969年）4月1日に開校、平成12年（2000年）4月1日に北牧野小学校と統合し現在に至る。北は船橋川、西は淀川に面した京阪本線牧野駅北側の東西に広い校区である。

牧野駅付近は商業地域として、また、校区の南北を府道13号や京阪電車が、東西を市道牧野長尾線が通り、人・車の往来が盛んである。校区のほとんどが住宅地であるが、西部の淀川周辺には田園が残っており、豊かな自然に触れることもできる。

共働きの家庭が多く、学校・家庭・地域の役割を明確にしながらも、保護者・地域と密接に連携を図ることが重要である。

児童は元気で明るく個性豊かである。一人ひとりの児童の実態を適切に把握し、個に応じた指導を丁寧に行うことが必要である。

2. 教育方針

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、児童や地域の実態を踏まえて、平和で民主的な社会の形成者として、確かな学力と豊かな心をもち、主体的に行動できる心身ともに健全で人間性豊かな実践力のある児童の育成を図る。学習指導要領の趣旨を踏まえグローバル化の進展や技術革新等により、急速に変化し予測困難な時代を迎える中において、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成に取り組んでいく。そのためには、児童自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断しよりよい社会や人生を切り開く力を育む。また児童にとって楽しく健康に過ごせる環境づくりを推進していく。

3. 教育目標

自ら考え方行動し、夢に向かって進む心豊かな子どもの育成

（1）めざす児童像

- 自ら進んで学習し、互いに高め合う子ども（知）
- 互いに認め合い、自分も友達も大切にする子ども（徳）
- 健やかな心と体を育み、命を大切にする子ども（体）

（2）めざす学校像

- 子どもが大切にされ、安心・安全で毎日楽しく通える学校
- 子どもが夢に向かって自分の力を発揮できる学校
- 「あいさつ」と「ありがとう」が響きわたる学校

（3）めざす教職員

- 使命感と情熱にあふれた教職員
- 人権意識を高め、子どもをかけがえのない存在として尊重する教職員
- 協働し、互いに高め合う教職員

4. 学校経営の基本方針

- （1）生きる力と豊かな人間性をもった子どもを育む教育を推進する。
- （2）子どもが「わかった」と実感できる授業づくりに取り組む。
- （3）健康・体力の向上と安全教育を推進する。
- （4）学校・家庭・地域との連携を密に、地域とともにある学校づくりをめざす。

5. 本年度の重点目標

- (1) 全ての教育活動を通じて、人権尊重の視点に立った学級・学年・学校づくり。
- (2) 子ども同士の関わり合い、学び合いを通して、主体的・対話的に学習する姿勢を育てる。
- (3) 保健・体育の指導や行事等の取り組みを通して、健康・体力、運動習慣の向上を図る。
- (4) 教育活動に関する情報を積極的に発信するとともに地域人材等を積極的に活用する。

(1) 心の教育の充実

1) 人権教育の推進

- ・全ての教育活動において、人権教育の充実を図る。
- ・人権意識及び実践力向上のための教職員研修や人権全体会を定期的に設定し、教職員全体の人権意識及びスキルを一層高めていく。
- ・児童の自尊感情を育て、生命尊重やお互いを尊重し高め合う心、豊かな人権感覚、感謝の心を大切にする態度を育てる。
- ・いじめを許さない「牧小っ子」の取組み強化。

2) 道徳教育の推進

- ・道徳科における指導内容・指導方法の工夫・改善を図り、「考え、議論する」授業づくりを通じて、児童の道徳性を育む。
- ・道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・道徳科の教科用図書を中心に実践事例集などの道徳教材を活用し、家庭・地域と連携して道徳教育を進める。
- ・外部講師を招聘した道徳科の校内研修会を計画的に行い、指導方法や評価方法についてさらに研究を深めていく。

3) 支援教育の推進

- ・「個別の教育支援計画」「個別の教育指導計画」に基づき、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な指導を行い、その可能性を最大限に伸ばす。
- ・障がいのある児童と障害のない児童との関係づくりを進め、ともに学び、ともに育ちともに高め合う態度の育成に努める。
- ・支援教育コーディネーターを中心として、全校で特別な支援を必要とする児童の教育活動を行う。
- ・学校全体の共通理解のもと、必要に応じてケース会議や校内委員会を開催し関係諸機関とも連携して支援教育の一層の充実を図る。
- ・通常の学級において、ユニバーサルデザインを取り入れた教育活動を行う。
- ・合理的な配慮等、さらに支援教育を推進していく。

(2) 学習指導の改善

1) 教育課程の編成

- ・学習指導要領に則り、児童の資質・能力の育成を教科等横断的な視点で行えるようカリキュラム・マネジメントを確立し教育活動の質の向上を推進する。
- ・「知識及び技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の3つの力をバランスよく育む。
- ・すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等をさまざまな場面を通じて育成していく。
- ・子どもにとって「わかる授業」をめざした授業実践を行うとともに、指導法・教材等の研究を進める。
- ・児童のコミュニケーション能力を高め、思いやりの心を育てるため、縦割り活動を行う。また高学年においては、教科担任制を実施する。
- ・「外国語科」「外国語活動」における指導法や評価等を検討し、全体計画・年間計画等を作成し推進する。
- ・プログラミング教育やICT機器を活用した教育を一層充実させる。

2) 学力向上に向けて

- ・日々の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現。
- ・「全国学力・学習状況調査」及び「新学力すくすくテスト」の結果・分析等を踏まえ課題に正対した授業改善を行うとともに、個に応じた指導を行う。
- ・週に1回、授業づくりに特化した学年会の実施。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を意識した授業改善を取り組む。また、子ども同士の関わり合い、学び合いを大切にした授業展開の研究と実践を行う。
- ・「学力向上プラン」を軸としたP D C Aサイクルに基づく学力向上の取組を充実させる。
- ・1人1台端末などI C T機器や学習者用デジタル教科書を効果的に活用する。
- ・学習規律の確立、学びの連続性を中心とした「小中一貫推進事業」を活用・推進して、小中9年間を見通した教育活動を継続していく。
- ・高学年を対象に教科担任制を推進していく。
- ・枚方市立図書館との連携、学校図書館の充実、一斉朝読書、読み聞かせ等の取組みを通して、読書指導の充実を図る。

3) 少人数指導の充実と基礎学力の定着

- ・朝学習の充実等、スキル学習を含めた個に応じた指導を行い基礎基本の確実な定着を図る。
- ・算数科における少人数指導による学習指導の充実と研究に努め、「分かる楽しい授業」の展開を通して「確かな学力」の定着に努める。
- ・6年生における教科担任制を導入する。

4) 小中一貫教育の推進

- ・小中一貫教育に取り組み、第三中学校と殿山第二小学校とともに「小中一貫カリキュラムの策定と指導方法の確立」をめざし、「学習規律の定着」「学びの連続性の確立」を図る。
- ・自ら課題を設定・研究し、表現できる子どもの育成について三中校区として研究推進する。

5) 外国語科・外国語活動の推進

- ・学習指導要領の求める外国語教育を一層充実・発展させるため、第三中学校区の学校と連携して、外国語科、外国語活動を展開する。
- ・英語指導助手（JTE）と協働し、外国語科、外国語活動の授業、評価について研究を深める。

(3) 生徒指導の推進

1) 積極的な生徒指導の推進

- ・児童一人ひとりの人権を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援に努める。
- ・深い児童理解に基づいた学級・学年・学校経営に努める。
- ・毎月の「困ったアンケート」、学期ごとの「いじめアンケート」等を実施しすることで、予防、早期発見・早期対応等、適切・迅速な指導に努める。
- ・「いじめ防止対策委員会」の定例化とともに、事案発見後、迅速・適切に「いじめ防止対策委員会」を開催し組織的に解決に向けた取組を行う。
- ・適切なカウンセリングマインドができる教職員の指導力向上に努める。
- ・「学習指導と生徒指導は表裏一体」との認識のもと、学校・学級の集団としての教育力を高め、児童にとっての居場所としての温かみのある学級・学年・学校づくりに取り組んでいく。
- ・児童支援部（生徒指導主担者）を中心とした校内生徒指導体制・相談体制をより強固なものとし、全教職員の共通理解のもと指導に当たる。
- ・不登校児童に対しては、不登校対策委員会を中心に全教職員の共通理解のもと、保護者との連携を密に登校復帰をめざすとともに、新規不登校児童ゼロをめざす。
- ・関係諸機関との連携をさらに密にして学校・専門機関の両面からの指導・支援を行う。

相談機能の充実

- ・いじめ、体罰、虐待、不登校、ハラスメント等の認識を深め、相談窓口を明確するとともに相談機能を充実させ、その防止や課題解決に努める。
- ・心の教室相談員・SSW サポーターの活用等、関係諸機関との連携を図る。

関係諸機関との連携

- ・子どもの育ち見守りセンターをはじめ関係諸機関との連携を深め、問題行動や児童虐待の未然防止、適切な初期対応・継続指導を行うとともに、9年間を見通した健全育成に努める。

(4) 健康、安全に関する実践的態度の育成と安全管理

1) 健康、安全教育の推進

- ・心身の健康の保持・増進を図る能力と態度を育てるため健康教育の充実に努める。
- ・「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果を踏まえ「体力向上推進計画」を作成し、体力・健康・運動習慣の向上を図る。
- ・「学校保健委員会」を中心に、家庭・地域と連携し、望ましい生活習慣の確立に努める。
- ・保護者・地域（見守り隊）と連携して登下校時の見守りや指導を行うとともに、下校後の遊び方等、校区の定期的なパトロールと注意喚起を行い安全指導を継続的に行う。

2) 食育の推進

- ・学校給食衛生管理員と連携し、食育推進委員会を中心に食に関する指導の全体計画、年間指導計画に基づいた指導を推進する。

3) 安全管理の徹底

- ・危機対応マニュアルの見直し・改善を行い、連絡体制等を明確にし、安全管理体制の充実を図る。
- ・6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」とし、特に不審者（侵入時）に対する危機管理体制の充実を図る。
- ・年4回の避難訓練（不審者侵入対応、台風、地震、火災）を行い、防災・防犯体制の充実を図るとともに児童が身の安全を守るために判断力や態度を育成する。「大阪880万人訓練」や、大阪北部地震を教訓に6月18日を中心にして、防災教育を取り組む。
- ・保護者・地域と連携し、通学路や水路付近の定期的なパトロール、危険箇所の定期点検等学校内外の安全確保に努める。

(5) 教職員の研修体制の充実と指導力の向上

① 研修の充実

- ・研究授業等、研修の充実を図り組織的・計画的な各教科・領域における指導力向上に努める。
- ・教育推進プランナー、学校運営アドバイザーの活用を図り、初任者研修をはじめ、経験の浅い教員による授業研究指導を通して、教職員研修の充実を図る。
- ・経験豊かな教員から経験年数の浅い教員への研修、情報教育主担者を中心にタブレット等ICT教育やプログラミング教育の研修を進める。

② 評価・育成システムの活用

- ・「授業力アンケート」の結果や教職員の評価・育成システムを活用し、教職員の指導力向上を図る。

③ ICT機器等の活用

- ・情報教育主担者を中心にICT機器を活用した業務改善を推進する。
- ・ICT機器活用のために情報モラル教育を研究・推進する。
- ・ICT機器を効果的に活用した授業づくりをさらに組織的に推進する。
- ・個人情報の適切な管理に努める。

(6) 地域と共にある学校づくりと特色ある教育の推進

① 地域と共にある学校づくり

- ・コミュニティ・スクール担当教員を窓口として学校運営協議会委員を核としたコミュニティ・スクール協議会を実施し、「学校運営の基本方針」や「学校教育自己診断」「学校評価」の結果等をもとに、学校・保護者・地域が連携・協働しながら学校改善を進める。
- ・地域の教育資源（施設、人材等）の積極的な活用を図る。
- ・オープンスクールや授業参観の充実、学校だよりや学年・学級通信の発行、ホームページ（ブログ）の更新など、積極的に情報の発信を行い、開かれた学校づくりに努める。
- ・三中校区地域教育協議会や「いきいき広場」との連携、校区集会室「アスティ」の活用、地域及び保護者各種行事への参加等を通して、保護者・地域に開かれた学校づくりに努める。
- ・幼保こ小連携推進委員を中心に、定期的に保幼小会議を実施し、一貫性のある教育活動を推進する。
- ・「子ども安全見守り隊」の活動や安全立ち番、「子ども110番」の取組等、学校と家庭・地域一体となった危機管理体制の確立に努める。

② 環境整備

- ・学校の施設・設備等、安全で安心できる教育環境の整備充実に努める。
- ・校内施設・設備等、定期的に安全点検を行い事故防止に努める。
- ・清掃活動の充実を図り、ごみのない美しい学校づくりを進める。
- ・花壇や芝生広場整備など、PTA・地域の方々の協力を得ながら、豊かな教育環境を整える。
- ・「S-EMS」の取組みを通して、環境教育の充実、環境保全活動の推進を図る。

③ 諸事業、諸制度の活用と保護者、地域の信託に応える特色ある教育

- ・「枚方市学校園活性化事業」に積極的に取り組む。
- ・「枚方市小中一貫推進事業」を活用し、小中9年間を見通した健全な児童生徒の育成を図る。
- ・市教育委員会主催行事や様々な対外的活動、催しへの積極的な参加、児童の個性を育て伸ばす教育活動、総合的な学習の時間の充実など、学校・地域の実態に即した特色ある教育活動を展開する。